

障害者総合支援法

すこやかデイサービスセンター（基準該当生活介護）運営規程

（事業の目的）

〔第1条〕

1. 有限会社やすらぎ（以下「事業者」という。）が設置するすこやかデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する基準該当福祉サービス事業の生活介護（以下「基準該当生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、基準該当生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

〔第2条〕 運営の方針

1. 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 指定生活介護の提供に当たっては、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

〔第3条〕 事業所の名称等

○基準該当生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 すこやかデイサービスセンター
2. 所在地 宮古島市伊良部字長浜1320番地1

〔第4条〕 職員の職種、員数及び職務の内容

○事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 常勤 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている基準該当生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. 生活相談員 常勤 1名以上 非常勤 1名以上

生活相談員は、次の業務を行う。

(ア)利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を作成し、利用者およびその家族にその内容を説明するとともに生活介護計画書を交付する。上での適切な支援内容を検討すること。

(イ)生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握を行い必要に応じて生活介護計画の見直しを行ない、必要に応じて生活介護計画を変更する。

(ウ)利用申込身に係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

3. 看護職員 常勤 1名以上 非常勤1名以上

看護職員は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

4. 機能訓練員 常勤 1名以上

機能訓練員は、現在の機能の維持改善のための指導を行う。

5. 介護職員 常勤1名以上 非常勤10名以上

日常生活の世話をを行う。

[第5条] 営業日及び営業時間等

○事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日～1月2日までを除く。
2. 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。
3. サービス提供時間
午前8時から午後5時までとする。

[第6条] 利用定員

○事業所の利用定員は次のとおりとする。

1. 通所介護サービスを含め30人とする。

[第7条] 指定生活介護を提供する主たる対象者

○事業所において基準該当生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

1. 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
2. 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
3. 障害児（18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害のある児童）
4. 精神障害者（18歳未満の者を除く。）

[第8条] 基準該当生活介護の内容

○事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(ア)通所により創作的活動、入浴、食事、排せつの介助を行う。

(イ)送迎サービス

(ウ)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他

(エ)日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

〔第9条〕利用者から受領する費用の額等

1. 基準該当生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
2. 法定代理受領を行わない基準該当生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した基準該当生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
3. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者および障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者および障害児の保護者の同意を得るものとする。
4. 食事代として朝食100円、昼・夕食150円(希望者)、夕食持ち帰り300円(必要時のみ)

〔第10条〕通常事業の実施地域

1. 通常の実業の実施地域は、宮古島市伊良部とする。

〔第11条〕緊急時及び事故発生時等における対応方法

1. 現に基準該当生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
2. 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 基準該当生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
4. 基準該当生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

〔第12条〕苦情解決

1. 提供した基準該当生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2. 提供した基準該当生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により、また、法第48条第1項の規定により沖縄県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

[第13条] 個人情報の保護

1. 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
2. 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する。その際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

[第14条] 虐待防止に関する事項

○事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
2. 成年後見制度の利用支援
3. 苦情解決体制の整備
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
5. 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

[第15条] 身体拘束等の禁止

1. 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

[第16条] サービス提供にあたっての留意事項

1. 市町村の支給決定内容等の確認
サービス提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所・支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
2. 介護計画等の変更
介護計画等は、利用者の心身の状況や以降などの変化により、必要に応じて変更することができます。

[第17条] 非常災害時に対する規定

○非常災害対策 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。

※火元責任者には、事業所職員を充てる。

1. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
2. 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
3. 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
4. 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
5. 防火教育及び基本訓練（初期消火・通報・避難誘導）1年2回以上
6. ご利用者様を含めた総合避難訓練：年1回以上
7. 非常災害用設備の使用方法的徹底：随時
8. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

[第18条] 職場におけるハラスメントの防止

○事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

[第19条] 業務継続計画の策定等

○事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

[第20条] その他運営に関する重要事項

○事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

1. 採用時研修 採用後3カ月以内
2. 継続研修 年2回
3. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
4. 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。
6. 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社やすらぎと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

[附 則]

- この規定は平成26年5月1日から施行する。
- この規定は平成27年3月1日から施行する。
- この規定は平成30年8月1日から施行する。
- この規定は令和3年9月1日から施行する。
- この規定は令和5年1月1日から施行する。
- この規定は令和5年6月16日から施行する。
- この規定は令和6年4月1日から施行する。
- この規定は令和7年9月1日から施行する。